

## (14) 障害福祉サービス等

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	本省と関東財務局の共同調査	1,653,143の内数	1,814,520の内数	161,378の内数	—

事案の概要	共同生活援助（以下「グループホーム」という。）は、障害のある方が、地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場として利用されており、事業者自らが介護サービスの提供を行う「介護サービス包括型」、常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している「日中サービス支援型」、介護サービスの提供を外部の居宅介護事業所に委託する「外部サービス利用型」に分類される。
	グループホームにおいては、近年総費用額（国・地方・利用者負担の合計）が過去10年で約3倍に伸びており、障害福祉サービス全体の伸びの約2倍を超えていている。また、営利法人の事業所数の増加が顕著であり、特に日中サービス支援型で伸びが著しい。厚生労働省社会保障審議会障害者部会（以下「障害者部会」という。）においては、営利目的だけで法人が参入してきていると思われるところがあり、どのように支援の質を担保するかが課題であるといった指摘や、事業指定の基準について特に経営者や管理者の資格要件を設ける等の指定基準の見直しが必要ではないかといった指摘がされている。また、自治体において、障害福祉サービスの指定や運営指導を行っているが、事業所数の増加に対応しきれていないといった声もある。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p><b>1. グループホームにおける人員配置等について</b></p> <p>指定や指導の実務を担う自治体の事務も勘案しつつ、サービスの質の確保の観点からは、介護保険制度も参考にし、<b>管理者、世話人及び生活支援員の資格要件や障害福祉サービスに従事した実務経験要件を指定基準として定めること等を検討すべきである。</b></p> <p><b>2. 重度障害者の受入体制について</b></p> <p>障害者の地域移行の受け皿となっていることに留意しつつも、本来の制度創設趣旨どおり運用が進んでいない可能性があることに鑑み、実態を把握の上、次期報酬改定に向けて、報酬体系の見直し等を通じ、<b>類型ごとの機能分化により、利用者の特性に応じた支援を提供できるようにすべきである。</b></p>	<p><b>1. グループホームにおける人員配置等について</b></p> <p>障害者部会において、以下について検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> <b>管理者向け研修を創設し、その受講を管理者の要件とすること。</b></li> <li><input type="radio"/> <b>管理者の実務経験要件を導入すること。</b></li> <li><input type="radio"/> <b>生活支援員・世話人が障害者支援に関する基礎的な知識を習得できるよう、今後、研修カリキュラム等の開発をすること。</b></li> </ul> <p><b>2. 重度障害者の受入体制について</b></p> <p>強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者など、重度障害者への支援ニーズを把握するため、第8期障害福祉計画に関する基本指針において、自治体が計画を策定するに当たってグループホームの利用者数を見込む際、<b>重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努める旨を記載すること</b>を、障害者部会において検討している。</p> <p>また、厚生労働省において、次期報酬改定に向けて、今後、日中サービス支援型創設の趣旨も踏まえた類型ごとの機能分化の深化により、<b>グループホーム利用者の特性に応じた支援を提供できるようにすることも含め、報酬体系の見直しについて検討する予定である。</b></p>